

（年末調整での保険料控除申告書）

給与から控除された保険料以外にも支払った社会保険料がある場合は、「給与所得者の保険料控除申告書」の「社会保険料控除」欄に、本年中に支払った保険料の金額等を記入します。

国民年金保険料の控除を受けるためには「保険料控除証明書」が必要です。この証明書は、本人以外の方が支払った場合でも、本人宛てに届きますので注意しましょう。

保険料控除証明書の発送時期

- 2017年1月1日～10月2日に納付した人 → 2017年11月上旬に日本年金機構から送付
- 2017年10月3日以降に今年初めて納付した人 → 2018年2月上旬に日本年金機構から送付

②2年分を前納した場合の「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」(抜粋)

- 2年分をまとめて申告する場合は、すべての証明書を添付して、合計額を申告します。
- 各年ごとに申告する場合は、申告分の証明書を添付します。残りの証明書は翌年の申告で使用しますので、なくさないようにしてください。

社会保険料
(国民年金保険料)
控除証明書に関する
問い合わせ先

年金加入者ダイヤル(ナビダイヤル) 0570-003-004

※050から始まるIP電話からかける場合は、03-6630-2525へ。

受付時間 月曜～金曜日 8:30～19:00
第2土曜日 9:00～17:00

※ 祝日(第2土曜日を除く)、12/29～1/3は利用不可。



ねんきん
相談カフェ

聞く人
恵子(46歳)
20歳の娘をもつ

答える人
先生
社会保険労務士

家族分の年金保険料を
払うと税金が安くなる

国民年金保険料を払ったときは、年末調整や確定申告の際に保険料の申告を忘れずに、払った保険料を申告すると、税金が安くなります。

恵子 娘が今年20歳になって、国民年金保険料をどうするか、家族でいろいろと話し合いました。

先生 娘さんは大学生でしたよね。学生納付特例制度の申請をされたのでしょうか？

恵子 いいえ、夫が娘の分の保険料を払うことになりました。

先生 娘さんがご主人を説得されたのですか？

恵子 ええ、年金制度についていろいろ勉強したようです。納付特例の申請をした場合の将来の年金額や、就職してから自分が払う場合の保険料など。そして、「親が立て替えてまとめ払いすると保険料が割引になるうえ、親の税金が安くなる」と、夫に説明していました。

先生 なるほど。学生時代の保険料を就職してから払うと加算された額

横山玲子
(よこやま れいこ)
社会保険労務士

横山玲子社会保険労務士事務所代表。
横山玲子社会保険労務士事務所ホームページ
http://www.r-yokoyama-office.jp/
Twitterアカウント @mayakor

になるから、親に立て替えてもらった割引保険料を親に返すほうが安く済むということですね。

恵子 そのようです。正直、感心しました。

先生 それで、ご主人はまとめ払いをされたのですか？

恵子 はい、2年分のまとめ払いを選択しました。年末調整で申告すると言っていました。何か注意することはありますか？

先生 11月上旬に、申告に必要な「保険料控除証明書」が娘さん宛てに届きますから確認してくださいね。申告は2年分をまとめる方法と、各年に分割する方法があります。分割する場合は証明書をなくさないようにしてください。

恵子 大事な申告ですね。夫に伝え